静岡県消防設備保守点検協同組合

組合だより

第　25　号
発　行：平成 29 年 10 月吉日
住　所：静岡市駿河区南町５番３号
ＴＥＬ：０５４－２８７－５０９１
ＦＡＸ：０５４－２８７－５０９２
E-mail：syoubougyou-k@mti.biglobe.ne.jp
HomePage:http://www.siz-sba.or.jp/syob-k/

私たちは、法令遵守を行動指針に、消防設備の保守点検業務を通じて「地域社会の安心と安全」に貢献します。保守点検業務は、「再委託禁止」の原則を遵守し、組合員自らが雇用した資格者により業務を行う体制で、適正点検を実施します！

報告義務者が「点検」を無資格者に行わせると 消防法第 44 条第 11 号の罰則です。
また、違反行為をした法人の代表者や従業員にも罰金30万円以下が科せられます。

＜組合員57 社 ： 常用従業員 588人（うち消防設備士•消防設備点検資格者の技術員391人,防火設備検査員54人＞

「防火設備」定期検査報告制度で実績を積む組合！

新たな法定点検がスタート　平成 28 年 5 月末まで防火戸・防火シャッター等（防火設備）の点検は、消防法に基づく消防設備士等による「**①消防用設備点検**」と、建築基準法に基づく建築士等による「②特定建築物検査」の 2 方面から実施されていました。こうした中、国では平成 25 年 10 月に発生した福岡市博多区診療所火災（死者 10 名・負傷者 5 名・防火戸の未閉鎖による被害拡大）等を踏まえ建築基準法を改正（②を再構築）し、平成 28 年 6 月から新たな法定定期点検制度「**③防火設備検査**」（一級建築士、二級建築士又は国土交通大臣から「防火設備検査員資格者証（新資格）」の交付を受けた者が行う）をスタートさせました。この改正により、火災の早期発見と消火を目的とする「**①消防用設備点検**」に加え、火災の延焼防止を目的とする「**③防火設備検査**」が新たな法定点検として位置づけられました。

組合の取組と確かな実績　静岡県消防設備保守点検協同組合では、**両点検（①・③）を表裏一体の業務と位置づけ業務を行っています。**組合には、今回導入された「③ 防火設備検査」について、これまでも消防法による消防用設備点検（防排煙設備点検）の中で携わり積み上げてきた確かな実績があります。当組合の取組と実績は次のとおりです。

(1) 組合員に「防火設備検査員資格者証」の取得を積極的に推奨し両点検（①・③）を一体的に法令遵守で実施できる有資格者を養成（平成 29 年 8 月 1 日現在・防火設備検査員 54 名）。
(2) 平成 28 年度から防火設備を含む「消防用設備等点検委託業務点検料金積算基準平成 28 年度版」を策定するなど両点検（①・③）一括発注を受注する組合内の体制を整備。
(3) 平成 29 年度受託事業において両点検（①・③）を一括発注した県教育委員会（県立高校）、浜松市教育委員会（小・中学校）施設について共同受注を実現した実績。

（感知器連動試験）

県民の安全・安心を目指して　当組合は、静岡県知事が認可した協同組合（平成 6 年 7 月設立・57 組合員・従業員 588 名）として、また国が認定（平成 13 年 11 月）した「官公需適格組合」として新たな定期検査報告制度に法令遵守で確実な実績を積んでいます。

◆◇◆ 国土交通省、総務省消防庁への要望等 ◆◇◆

- 平成29年8月29日㈫ 午前、西川理事長を含む組合役員6名は総務省消防庁予防課長様を訪問。名刺交換の後、西川理事長及び青年部会役員（堀部会長・藤田業務担当委員長）が、要望の趣旨などを説明し情報交換をさせていただきました。情報交換の中でお伝えした要望事項は、消防保守点検結果の報告様式に「改修・改善予定」記載欄を加えていただきたい、というものです。
- 国土交通省官庁営繕部では官庁営繕部長、計画課長及び保全指導室長様と名刺交換の後、組合側から「平成30年版建築保全共通仕様書一部改定」に消防庁告示事項（有資格者による消防保守点検の徹底）等を明記していただきたい、と要望しました。堀部副理事長や杉山副理事長などが要望に至る背景や消防保守点検の現状等について発言し情報交換をさせていただきました。（両省要望でご支援いただいた塩谷立事務所の皆様に御礼申し上げます）。
- 国要望の後、静岡県東京事務所を訪問し後藤所長様など県幹部職員の皆様に当組合の取組を説明させていただきました。静岡県消防設備保守点検協同組合は、引き続き消防保守点検の現場からの声・提案を国要望等を通じて情報発信していきます。

◆◇◆ 理事会報告 ◆◇◆

総会（5月18日）以降、組合では二度の理事会を開催しました。平成29年6月20日㈫ 開催の第3回理事会では、平成29年度組合受注状況、平成29年度国要望、法人組織でない法人組合員の取扱い、保守点検業務の受注拡大、組合員新規加入等について審議（報告を含む）を行いました。

また、第4回理事会は平成29年8月1日付けで組合員新規加入の書面審議・決議を行ったものです。

第３回理事会（組合事務所会議室）

◆◇◆ 平成29年度官公需確保対策地方推進協議会 ◆◇◆

静岡県庁別館会議室で9月25日㈪ 午後、経済産業省 関東経済産業局が開催した「平成29年度官公需確保対策地方推進協議会」に仁科専務理事が出席しました。会議では、毎年度策定される「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(官公需法)」に基づく中小企業者に関する国等の契約の基本方針や国等の契約実績、事例紹介、県の取組等について説明を受けました。

◆◇◆ 新規加入組合員のお知らせ ◆◇◆

- 平成29年8月1日 ㈫から、鈴木消防設備（代表者 鈴木政則 浜松市東区）が組合員となりました。よろしくお願いします。

◆◇◆　平成 29 年度官公需共同受注検査　◆◇◆

共同受注検査とは　組合では、共同受注（官公需）に必要な手続や実施方法等を「官公需受注規約」で定めています。毎年、組合の共同受注検査員が前期（書類検査）・後期（現場検査）の 2 回に分け実施する共同受注検査とは、「官公需受注規約」に基づき行われるものです。発注者による納品検査に加え、組合独自の検査（受注した保守点検業務が定められた仕様に合致しているか、保守点検業務に関する従事者や点検内容、その他組合員の検査機器類等）を実施し、官公需適格組合として“法令遵守による確実で的確な保守点検業務の提供”をより一層徹底し万全を図っています。

緊張感あふれる検査現場　10 月 11 日㈬ 午後は中部地区支部 7 か所、10 月 13 日㈮ 午後は西部地区支部 8 か所の計 15 か所（平成 29 年度共同受注）に対する前期（書類検査）が実施されました。

検査員 6 名は 3 班に分かれ、11 日㈬ は組合事務所（静岡市内）で、また 13 日㈮ は浜松支所（日興電気通信(株)内）でそれぞれ午後の半日を掛けて仕様書や関係書類などのチェックを行いました。検査終了後の小田巻検査員長による講評です。

「　検査項目のミスもなく全体的に良好であった。消防保守点検は生命や財産に関わる重要な業務である。引き続き幹事会社は組合員と協力、連携して適正点検の実施に努めていただきたい。　」

＜中部地区支部管内＞　検査日：10 月 11 日 ㈬　場所：組合事務所

No.	検査先（幹事会社）		検査員
1	静岡県庁舎	（鈴与技研）	川坂、小川
2	グランシップ	（鈴与技研）	川坂、小川
3	静岡県立清水東高校外 2 校	（富士消防機商会）	藤田、市川
4	静岡県立榛原高校外 3 校	（セルコ静岡）	藤田、市川
5	静岡市教育委員会その 1	（鈴与技研）	藤田、市川
6	静岡市教育委員会その 2	（セルコ静岡）	小田巻、佐々木
7	静岡市教育委員会その 4	（富士消防機商会）	小田巻、佐々木

＜西部地区支部管内＞　検査日：10 月 13 日 ㈮　場所：組合浜松支所（日興電気通信㈱）

No.	検査先（幹事会社）		検査員
8	静岡県立掛川東高校外7校	（セルコ掛川）	小田巻、佐々木
9	静岡県総合教育センター	（セルコ掛川）	小田巻、佐々木
10	静岡県立浜松江之島高校ほか22校	（セルコ）	小田巻、佐々木
11	静岡県立磐田農業高校外8校	（東海消防技研）	藤田、市川
12	浜松市教育委員会	（セルコ）	藤田、市川
13	浜松市消防庁舎	（日興電気通信）	川坂、小川
14	浜松市立中央図書館ほか5施設	（日興電気通信）	川坂、小川
15	磐田市教育委員会	（日興電気通信）	川坂、小川

＜平成 29 年度共同受注検査員＞

検査員長　小田巻秀幸（鈴与技研）
検 査 員　藤田貴也（セルコ）、川坂典弘（東海消防技研）
小川博史（セルコ静岡）、佐々木強（日興電気通信）
市川裕幸（東海防災）　＜順不同＞

◆◇◆　官公需共同受注の留意点　◆◇◆

官公庁施設は住民の貴重な公有財産であり、その維持管理には万全を期さなければなりません。その維持管理業務委託は厳しい監視･監督体制が執られ、殊に、法令遵守は官公庁組織の性質上からも徹底されております。組合員は法令順守を行動指針に、安全な保守点検に心掛けてください。

事前に

- ご担当者様と、日時、手順などについて綿密に打合せを行います。
- 施設内の職員や利用者に対し、点検実施予定をお知らせします。

実施時に

- 点検従事者は、いつでも、資格者証、健康保険証（「自社社員」確認 に必要）、点検に必要な器具を提示できるようにしておきます。
- ご担当者様には、適正な点検を行っていることのご確認をお願いします。

終了時に

- 消防用設備が正常監視状態に復元されていることを確認します。
- 適正点検実施の証として点検済証（ラベル）を設備に貼ります。
- 点検票にて、結果報告します。点検結果報告書の一覧表に記載する点検者は、一つの防火対象物の点検業務に従事した資格者全員記載が義務付けられています。
- 不良箇所があった場合は、速やかに改修計画を提案します。
- 点検の結果、経年劣化による不具合発生の可能性や補修用部品が入手困難で修理不可などに該当する消防用設備が設置されている場合には、機器リニューアルの計画を提案します。

消防長又は消防署長が適当と認めた場合、１年を経過したもの（原則は３年）については、点検票に代えて、点検結果総括表、点検者一覧表及び経過一覧表を保存するだけで良いことになっています。

◆◇◆　点検結果報告書には**社名**を記載　◆◇◆

点検者							設備名
住所	浜松市中区〇〇〇			社名	**静岡県消防設備保守点検(協)**		消火器
氏名	消防　太郎　◎◎◎（株）			電話番号	(053) 463－〇〇〇〇		屋内・外消火栓設備
資格	消防設備士	種類等	交付知事	交付年月日	講習受講状況		スプリンクラー設備
				交付番号	受講地	受講年月	泡消火設備
		甲・乙 種4類	静岡 都道府県	9年10月20日	静岡 都道府県	23年10月	不活性ガス消火設備
				第　0008　号			ハロゲン化物消火設備
	消防設備点検資格者	種類		交付年月日	再講習受講状況		粉末消火設備
				交付番号	受講年月		自動火災報知設備
		特殊		年　月　日	年　月		非常警報器具及び設備
				第　号			避難器具
		第1種		年　月　日	年　月		誘導灯及び誘導標識
				第　号			（漏電火災警報器）
		第2種		13年5月8日	27年3月（有効期限）		（　）
				第236300555号			（　）

平成26年4月14日消防庁告示第14号で点検結果報告書に**「点検者の所属する社名」**を記載することとなりました。組合受注事業では、社名欄には「静岡県消防設備保守点検(協)」とし、氏名欄の氏名の後に所属会社名を、電話番号欄には所属会社の電話番号を記載します。

◆◇◆ 組合顧問弁護士兼理事の法律メモ◆◇◆

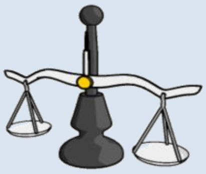

顧問弁護士　吉川友朗
静 岡 法 律 事 務 所
静岡市葵区馬場町 43-1
TEL 054-254-3205
FAX 054-253-5009

～　災害時における法律について（2）～

今回は、被災者生活再建支援法について、詳しく見ていきます。

被災者生活再建支援法は、阪神淡路大震災を契機として制定された法律であり、①１０世帯以上の住宅全壊被害が生じた市町村、②１００世帯以上の住宅全壊被害が生じた都道府県において適用されます。従って、いわゆる南海トラフ等の大震災が発生した場合、静岡県においても必ず適用される法律です。

この法律が適用されると、住宅被害を受けた被災者の方々は、住宅被害の程度と住宅再建の方法によって決定される支援金を受給することができます。

受給できる支援金の種類は、①基礎支援金と②加算支援金の２種類です。

①基礎支援金は、住宅の被害の程度に応じて受給できるものであり、借家やアパートに住んでいる人であっても受給できますので、ほぼ全ての被災者が受給できるものです。具体的には、ア住宅が全壊した場合、イ住宅が半壊若しくは敷地の被害のためにやむを得ず解体した場合、ウ危険な状態が継続し、居住不能な状態が長期間継続した場合には、１００万円が支給されます。他方、エ住宅が半壊し、大規模な補修を実施しなければ居住が困難（大規模半壊）な場合には、５０万円が支給されます。

②加算支援金は、住宅を再建したり、引っ越したりした場合には受給できるもので、基礎支援金と同様、借家やアパートに住んでいる人であっても受給できます。具体的には、ア住宅を再建・購入した場合（一旦アパートを借りて住み、後日再建・購入した場合も含む）には２００万円支給され、イ住宅を補修した場合（一旦アパートを借りて住み、後日補修した場合も含む）には１００万円支給され、ウ住宅を賃借した場合（公営住宅以外を賃借した場合のみ）には、５０万円支給されます。

そして、基礎支援金と加算支援金は両方受給できるので、被災者は最大で３００万円を受給することができます。但し、世帯数が１人の場合には、上記支給額の四分の三が支給額となりますので、ご注意下さい。また、一旦アパートを借りて、この時に加算支援金５０万円を受給していた場合、後日、住宅を再建した場合には、２００万円の加算支援金を受給することはできません。

これらの支援金の申請先は、各市町村で、申請の期限は、基礎支援金が１３か月以内、加算支援金が３７か月以内となっております。また、申請の際には、罹災証明書と住民票は必ず必要となります。なお、罹災証明書とは、災害対策基本法に基づき、災害が発生した場合、被災者からの申請に基づき、市町村が住家の被害等を調査し、住家の被害の程度を証明するもので、市町村から証明書の交付を受けることができます。罹災証明書は、被災者生活再建支援法だけでなく、その他の様々な支援を受ける際に必要となりますので、必ず取得して下さい。

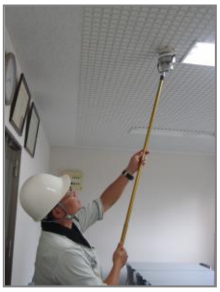

◆◇◆　組合事務所に保守点検がやってきた！　◆◇◆

毎年、組合事務所が入居するビル横の金木犀が花をつける頃、消防用設備の保守点検が行われます。平成 29 年 9 月 12 日㈫ 午後、日頃は保守点検の実施側で仕事をする組合事務局スタッフが見守る中、火災報知器、避難はしご等の点検作業が実施されました（特に不具合もなく保守点検は無事完了）。

当組合は官公需適格組合です!!

官公需適格組合とは、中小企業組合の中で「地方公共団体等発注業務の受注に対して特に意欲的で、かつ受注した契約は十分に責任を持って履行できる体制が整備されている組合である。」と、中小企業庁（経済産業省）が証明するもので、当組合は、平成 13 年 11 月 16 日から認定されています。

官公需法第 3 条で「組合を国等の契約の相手方として活用するよう配慮しなければならない。」と定められ、毎年 6 月頃に中小企業者に対する国等の契約の方針が示されます。

>>組合員名簿

会　社　名	代 表 者	住　所	電　話
広伸防災㈱ 本社	飯塚 史洋	富士市川成島	0545-63-2178
沼津支店	鈴木 広昭	沼津市大岡	055-923-3363
鈴与技研㈱ 東部営業所	岩崎 四郎	沼津市大諏訪	055-941-6481
ニッセー防災㈱	土谷 直人	裾野市佐野	055-992-5213
㈱アオイテレテック	佐野 靖浩	静岡市駿河区	054-286-1256
アロウ防災	矢澤 勝美	焼津市小川	054-624-0818
㈱SG防災テクノサービス	杉村 一男	藤枝市田沼	054-637-1260
㈱共同設備	髙田 寿治	静岡市葵区	054-265-9255
近藤設備	近藤 晃弘	静岡市駿河区	054-256-0690
静岡ニッタン㈱	鈴木 文三	静岡市駿河区	054-281-2161
消防機材山治	福井 隆幸	静岡市葵区	054-247-0779
鈴与技研㈱ 本社	杉山 和幸	静岡市駿河区	054-281-3311
関防災設備	関 貴之進	静岡市清水区	054-351-1557
セルコ㈱ 静岡支店	橋詰 歩	静岡市駿河区	054-288-2210
太平エフ･イー･システム㈱	平野 和真	静岡市駿河区	054-257-6855
㈱タピア	湊 宏治	静岡市葵区	054-248-6466
寺岡設備	寺岡 信行	静岡市駿河区	080-8252-7826
日興電気通信㈱ 静岡営業所	奥田 敏光	静岡市駿河区	054-266-6762
㈱日本防災システム	大島 至了	島田市中河町	0547-35-2001
花村消防設備	花村 英樹	静岡市葵区	054-277-3194
㈱ピーティーエス	坪井 政春	静岡市清水区	054-388-9989
平尾設備	平尾 錬平	静岡市清水区	090-8186-6318
㈱富士消防機商会	荒瀬 敏弘	静岡市清水区	054-366-7034
宮﨑サービス	宮﨑 誠二	静岡市葵区	090-6616-4448
宮澤電池産業㈱	宮澤 学	静岡市葵区	054-247-1211
明幸電業	鈴木 秀幸	静岡市駿河区	054-256-2878
アイエムサービス	岩本 良	浜松市東区	090-6396-4340
(同)葵防災工業	井口 慎一	浜松市中区	090-3389-7593
(有)石垣防災	石垣 益年	浜松市浜北区	053-587-5699
(有)エイト･エス･イー･エム	町田 和久	掛川市亀の甲	0537-24-0407
(有)遠州消防設備	神谷 正巳	磐田市天竜	0538-34-6574
太田防災	太田 済広	浜松市天竜区	053-925-2814
北沢防災設備(有)	北澤 浩之	浜松市浜北区	053-586-4100
㈱北島電設	北島 孫六	浜松市東区	053-433-5303
久嶋防災	久嶋 宏之	浜松市中区	080-2662-3019
サイトウ防災	齋藤 至	浜松市中区	053-474-3837
坂庭TA	坂庭 民茂	浜松市南区	053-440-7751
三興電機㈱	村串 守啓	浜松市中区	053-436-5111
(有)季高防災メンテナンス	季高 良夫	浜松市東区	053-435-4308
鈴木消防設備	鈴木 政則	浜松市東区	090-5118-8048
鈴木防災	鈴木 芳武	浜松市中区	053-465-6334
鈴与技研㈱ 西部営業所	神谷 典秀	掛川市本所	0537-27-2331
西遠消防機具㈱	松井 清海	浜松市浜北区	053-586-4456
セルコ㈱ 本社	西川 和宏	浜松市東区	053-463-1341
掛川営業所	高畠俊太郎	掛川市薗ヶ谷	0537-22-0119
湖西営業所	藤田 光弘	湖西市吉美	053-575-3119
㈱タキボウ	瀧 雅也	浜松市中区	053-523-7500
㈱タナカ総合	田中 誠次	浜松市西区	053-543-9723
中部防災工業㈱	松坂 直和	浜松市北区	053-438-3081
電通システム㈱	木下 敏彦	浜松市南区	053-441-3911
東海消防技研㈱	佐藤 誠	浜松市中区	053-463-5601
東海防災㈱	中村 仁志	浜松市中区	053-474-2627
(有)豊田消防設備	金原 克己	磐田市東貝塚	0538-36-0119
日興電気通信㈱ 本社	堀部 成信	浜松市北区	053-439-1125
ニッコウプロセス㈱	堀部 莞爾	浜松市北区	053-439-1122
㈱日本防火研究所	稲垣 憲幸	浜松市東区	053-461-1373
(有)袴田防災設備	竹内 宏行	浜松市浜北区	053-587-1373
浜松総合防災設備㈱	伊藤 直人	浜松市中区	053-465-4664
(有)富士電機浜松	小池 浩司	浜松市東区	053-464-1183
(同)藤屋設備	岩成 真央	浜松市東区	053-432-6996
フタバ防災研究所	中田 道孝	浜松市浜北区	053-587-3225
防災設備社㈱	萩内 博志	浜松市東区	053-423-0119
みゆき防災㈱	野末 悠	浜松市北区	053-437-5734
ムラツー	村松 哲也	浜松市中区	053-437-6711

>>賛助会員名簿

会　社　名	代 表 者	住　所	電　話
TOA㈱ 静岡営業所	藤井 裕典	静岡市葵区	054-251-5350
能美防災㈱ 静岡支社	高沢 豊秀	静岡市葵区	054-247-3211
パナソニック㈱エコソリューションズ社静岡営業所	中岡 孝文	静岡市葵区	054-261-8618
ホーチキ㈱ 静岡支社	桑原 秀人	静岡市駿河区	054-202-3811

理事長	西川和宏	セルコ株式会社
副理事長	杉山和幸	鈴与技研株式会社
副理事長	堀部莞爾	日興電気通信株式会社
専務理事	仁科満寿雄	事務局長兼務
理事	飯塚勝	広伸防災株式会社
理事	吉川友朗	静岡法律事務所
監事	宇式三郎	株式会社アオイテレテック
監事	土谷直人	ニッセー防災株式会社
事務局職員	鷲巣節子	